

## 群馬県保健医療計画会議設置要綱

### (設置)

第1条 県民の健康を確保するため、地域の実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として、群馬県保健医療計画会議（以下「計画会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 計画会議は、前条の目的を達成させるため、次の事項を協議する。

- (1) 保健医療計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 保健医療計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他保健医療に係る基本的事項に関すること。

### (組織)

第3条 計画会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 保健医療を受ける立場にあるもの
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前任者がなく、新たに委嘱又は任命された委員の任期は第4項の例による。

### (議長・副議長)

第4条 計画会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代行する。

5 議長は、計画会議を召集し、その議長となる。

### (会議)

第5条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 計画会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

### (小委員会・部会)

第6条 計画会議は、その定めるところにより小委員会及び部会（以下「小委員会等」という。）を置くことができる。

2 小委員会等は、議長が指名する委員で構成する。ただし、委員以外の者を構成員に加えることができるものとする。

3 第4条及び第5条の規定は、小委員会等にこれを準用する。

(幹事)

第7条 計画会議に幹事若干人を置き、関係職員の中から知事が任命する。

2 幹事は、委員を補佐する。

(事務局)

第8条 計画会議の事務局は、健康福祉部に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が計画会議にはかってこれを定める。

附則

1 この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

2 協議会発足当初の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず昭和63年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年6月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月22日から施行する。ただし、第8条の規定は、11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。